

# 収支報告書記載要領

## (国会議員関係政治団体用)

※この記載要領は、令和7年分の収支報告書用です。

兵庫県選挙管理委員会

## 目 次

一 般 的 注 意 事 項	1
様式（その 1）について	3
様式（その 2）について	4
様式（その 3）について	5
様式（その 4）について	5
様式（その 5）について	5
様式（その 6）について	6
様式（その 7）について	6
様式（その 8）について	7
様式（その 9）について	7
様式（その 10）について	7
様式（その 11）について	8
様式（その 12）について	8
様式（その 13）について	8
様式（その 14）について	9
様式（その 15）について	10
様式（その 16）について	11
様式（その 17）について	12
様式（その 18）について	12
様式（その 19）について	14
様式（その 20）について	16
領収書等を徵し難かった支出の明細書について	16
振込明細書に係る支出目的書について	17
政治資金規正法における寄附の制限	17

## 一般的注意事項

1 この記載要領は、**国会議員関係政治団体用**となっています。国会議員関係政治団体以外の政党・その他の政治団体に係る収支報告書の記載方法については、兵庫県選挙管理委員会までお問い合わせください。

2 提出先及び提出方法については下記のとおりです。

提出方法	提出先
①オンラインシステムによる 提出の場合（※）	（オンラインシステムで提出）
②郵送の場合（※）	兵庫県選挙管理委員会
③窓口に持参の場合（※）	（〒650-8567神戸市中央区下山手通5-10-1）

※ オンラインシステムを利用する場合は、会計責任者が、総務省ホームページ（<https://kyoudou.soumu.go.jp/>）「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の「利用申請はこちら」のページから事前に申請いただく必要があります。

※ 郵送の場合、県選挙管理委員会に到着した日付が提出日となります。

また、郵送の場合で受理印を押した控えの送付を希望される場合は、必ず切手（110円分を貼った返信用封筒を同封してください。

※ 窓口に持参する場合、訂正に備え、会計責任者の印鑑をお持ちください。

※ 国会議員関係政治団体については、県民局・県民センターでの受付を行っておりません。

3 収支報告書について、**エクセルを使用した収支報告書作成支援ソフトが総務省ホームページ（下記アドレス参照）で配布**されています。様式内の自動計算機能やエラーチェック機能も付いており、収支報告書等を簡易に作成できますので、是非ご利用ください。

→ <https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101>

○会計帳簿・収支報告書作成ソフト

→ 日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。

○ 収支報告書作成ソフト（単独使用）

→ 政治団体がすでに作成した会計帳簿をもとに、直接データを入力することで収支報告書等を簡易に作成できるソフトです。

4 この報告書には、毎年 12 月 31 日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びにそれらの明細等（これらの事項がないときは、その旨）を各様式に従って記載してください。

★提出期限：**令和8年6月1日（月）（解散の場合は、解散の日から60日以内）**

ただし、12月31日現在では国会議員関係政治団体ではないが、令和7年の途中に国会議員関係政治団体であった政治団体の提出期限は次のとおりです。

○令和7年収支報告書に記載すべき収入又は支出があった場合：令和8年6月1日  
**（解散の場合は、解散の日から60日以内）**

○令和7年収支報告書に記載すべき収入及び支出がなかった場合：令和8年3月31日  
**（解散の場合は、解散の日から30日以内）**

※前年からの繰越額は令和7年中の収入には含まれません。

5 収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出することが義務付けられています。なお、政治資金監査報告書中の登録政治資金監査人欄は当監査人本人が自署する必要があります。

また、12月31日現在では国会議員関係政治団体ではないが、その年の途中に国会議員関係政治団体であった政治団体については、その年の収支報告書に記載すべき収入及び支出があった場合のみ、政治資金監査報告書の提出が義務付けられます。

6 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積った金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載してください。

7 収支報告書に、人件費以外の経費の1件当たり1万円を超える支出について、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、当該支出に係る領収書等の写しの添付が義務付けられています。なお、この報告書に添付する領収書等の写しは、複写機で複写されたいわゆるコピーを添付してください。

8 用紙が不足する場合は、適宜補完してください。なお、補完した場合、7の4、15の7という具合に右下のページ数に枝番号をつけてください。

9 寄附や政治活動費で同じ項目が数ページにわたる場合は、各ページの「小計」を記載し当該項目の最終ページに合計を記載してください。

10 この報告書の提出を怠ったり虚偽の記入をした場合は、罰則の適用があります。

11 この記載要領のほか、詳細は、政治資金規正法、同法施行令、同法施行規則に定めがあります。

12 その他、不明な点があれば、兵庫県選挙管理委員会（Tel：078-362-3101）までお問い合わせください。

## 様式（その1）について

- (1) 「□」内には、該当するものに「✓」を記入してください。
- (2) 「政治団体の名称」等の事項は、選挙管理委員会に届出されているものと一致します。異動が生じておれば、異動届等を併せて提出してください。
- (3) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「✓」を記入してください。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類（現職・候補者の別）」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載してください。この場合において、「公職の種類（現職・候補者の別）」欄には、衆議院議員、参議院議員の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員兵庫県第○区選挙区（現・候）」、その職の候補者及び候補者になろうとする者にあっては「衆議院議員近畿選挙区（現・候）」の例により記載してください。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載してください。
- (4) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載してください。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載してください。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合は記載する必要はありません。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載してください。
- (5) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係団体」の「□」に「✓」を記入してください。
- さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類（現職・候補者の別）」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載してください。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載してください。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載してください。
- ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類（現職・候補者の別）」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現・候）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（現・候）」の例により記載してください。

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類（現職・候補者の別）」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現・候）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（現・候）」の例により記載してください。

ウ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

「公職の候補者の氏名」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類（現職・候補者の別）」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現・候）」の例により記載することとし、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は別紙として添付してください。

- (6) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載してください。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載してください。また、**1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載する必要はありません。**なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載してください。

## 様式（その2）について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した人数の実数を記載してください。なお、当該政治団体が開催したパーティー等の会費は、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」に計上してください。
- (2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。7ページ（様式（その9）に係る部分に限る。）を除き以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載してください。ただし、平成12年1月1日から、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることが禁止されています。寄附のうち寄附のあっせんによるものは、「小計」の内書となります。

- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載してください。
- (4) 特定寄附とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を当該資金管理団体に対して寄附することをいいます。
- (5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため「政治団体からの寄附」には含めないでください。
- (6) 政党匿名寄附については、その総額を記載してください。

### 様式（その3）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載してください。
- (2) 機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「○○紙発行事業」、「××発行事業」、「△△政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載し、他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載してください。  
また、政治資金パーティーにあっては、備考欄に開催年月日、開催場所（所在地及び施設名）を記載してください。
- (3) 政治資金パーティーを他の団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体名称を「備考」欄に記載してください。
- (4) 記載する収入に対応する支出について、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」の  
(ア) 機関紙誌の発行事業費、(イ) 宣伝事業費、(ウ) 政治資金パーティー開催事業費及び(エ) 他の事業費にそれぞれ分類して記載してください。

### 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を年月日順に記載してください。その記載方法は、例えば、「X銀行（A支店）」、「甲野二郎」というように具体的に借入先を記載してください。

### 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載してください。

本部又は支部から受けた寄附金にかかる収入（支部がその他支部から受けた収入含む）のみ計上

してください。本部又は支部を持たない単独の政治団体が記入することはありません。（自団体の本部又は支部から供与される交付金は政治団体からの寄附ではありませんので、（その7）には計上しないでください。）

## 様式（その6）について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。例：銀行預金利子、自動車売却代金等）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載してください。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載してください。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「自動車売却代金」というように具体的に記載してください。

## 様式（その7）について

- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）並びに当該寄附の金額及び年月日を次の例により記載してください。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。
- (2) 政党又は課税上の優遇措置の適用があるその他の政治団体に対する個人からの寄附について、課税上の優遇措置を受けるためには、年間5万円以下の寄附であっても、上記(1)と同様寄附者の氏名、住所及び職業等を記載する必要があります
- (3) 寄附は、「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」からの寄附に分類し、それぞれ別ページとしてください。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分のいずれかに○を付してください。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないでください。
- (4) 「その他の寄附」欄には、上記(1)又は(2)により明細を記載した以外の寄附の合計額を記載してください。
- (5) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合は、「寄附者の氏名」欄に「**（特）**甲野太郎」というように記載してください。
- (6) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。以下同じ。）からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載してください。
- (7) **同一の者からの寄附で明細を記載する場合は、寄附をした者ごとに年月日順にまとめて記載**

### **(名寄せ) してください。**

- (8) 寄附の区分ごとに合計額を記載してください。この合計額が様式（その2）の、それぞれの寄附額と合致します。
- (9) 同じ区分が数ページにわたる場合、「その他の寄附」及び「合計」欄は、その区分の最終ページのみに記載してください。
- (10) 用紙が不足する場合は、適宜補完してください。なお、補完した場合は、7の4、7の5という具合に右下のページ数に枝番号をつけてください。
- (11) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。
- (12) 政治資金規正法では、政治団体及び公職の候補者に対する政治活動に関する寄附について、各種の制限が設けられています。詳細については、17～21ページをご参照ください。

### **様式（その8）について**

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びにあっせんによる寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は様式（その7）に準じて記載してください。なお、ここに記載する金額は、様式（その7）で記載した寄附額の内書となります。また、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えありません。

### **様式（その9）について**

- (1) この様式は政党のみ記載してください。
- (2) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「神戸市中央区○○町1丁目○○駅街頭」というように詳細に記載してください。

### **様式（その10）について**

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいいます。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載してください。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収

入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においてはこれらのパーティーに係る「備考」欄に、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載してください。

(3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載してください。

### 様式（その11）について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。以下同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載してください。なお、政治資金パーティーごとに別ページとし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載してください。また、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えありません。

当該政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、当該支払われた対価の金額及び年月日を「備考」欄に記載してください。

(2) 対価の支払は、「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」からの対価の支払に分類し、それぞれ別ページとしてください。なお、「対価の支払をした者の区分」欄には、これらの区分のいずれかに○を付してください。

### 様式（その12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載してください。記載の要領は様式（その11）に準じて記載してください。なお、ここで記載する金額は、様式（その11）で記載した額の内書となります。また、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えありません。

### 様式（その13）について

全ての支出は、次の分類基準により分類し、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載してください。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に（ ）内書で併せて記載してください。

#### (1) 経常経費

ア 人 件 費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類のことをいいます。
イ 光 熱 水 費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等のことをいいます。
ウ 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費のことをいいます。
エ 事 務 所 費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、監査手数料、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものとのことをいいます。

## (2) 政治活動費

ア 組 織 活 動 費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類のことをいいます。
イ 選 挙 関 係 費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類のことをいいます。
ウ 機 関 紙 誌 の 発 行 その他の事業費	
(ア) 機 関 紙 誌 の 発 行	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費のことをいいます。
事 業 費	
(イ) 宣 伝 事 業 費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類のことをいいます。
(ウ) 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば会場借上費、記念品代、講演諸経費の類のことをいいます。
開 催 事 業 費	
(エ) その他の事業費	上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいいます。
エ 調 査 研 究 費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類のことをいいます。
オ 寄 附 ・ 付 交 金	政治活動に関する寄附、贊助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類のことをいいます。
カ そ の 他 の 経 費	その他上記以外の政治活動に要する経費のことをいいます。

## 様式（その14）について

※ この様式は資金管理団体（令和7年中通年で資金管理団体に指定されていた団体の他、令和7年中において一部の期間のみ指定されていた団体も含みます。）及び国会議員関係政治団体（令和7年中通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた団体の他、令和7年中において、一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた団体も含みます。）のみ記載してください。

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載してください。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載の必要はありません。
- (2) 人件費以外の経常経費は、9ページ(1)のイからエまでの基準により分類し、それぞれ別ページとしてください。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分のいずれかに○を付してください。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載してください。
- (4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載してください。
- (5) 用紙が不足する場合は、適宜補完してください。なお、補完した場合は、14の4、14の5という具合に右下のページ数に枝番号をつけてください。
- (6) 経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の1件当たり5万円以上の（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間については1万円超）支出については、領収書等の写しを添付してください（16ページ参照）。

## 様式（その15）について

- (1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたって支払されたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載してください。

- (2) 政治活動費は、様式（その13）の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「涉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別ページとしてください。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとしてください。
- ア 「項目別区分」欄には、該当する区分に○を付した上で、「(大会費)」というように小分類した費目まで記載してください。
- イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載してください。
- ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載してください。
- (4) 用紙が不足する場合は、適宜補完してください。なお、補完した場合は、15の7、15の8という具合に右下のページ数に枝番号をつけてください。
- (5) 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間については、政治活動費の1件当たり1万円超の支出について、領収書等の写しを添付してください。また、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間については、政治活動費の1件当たり5万円以上の支出について、領収書等の写しを添付してください（16ページ参照）。

## 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、8～9ページに掲げる分類基準による支出項目（人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査・研究費、寄附・交付金、その他の経費）ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載してください。なお、本部が支部に対して供与した交付金、支部が本部に対して供与した交付金だけでなく、支部がその他の支部に対して供与した交付金がある場合も記載してください。

## 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借

権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入してください。

## 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別ページとしてください。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

ア 土 地	土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「神戸市中央区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m <sup>2</sup> 」というように記載してください。
イ 建 物	建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「神戸市中央区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m <sup>2</sup> 」というように記載してください。
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「神戸市中央区○○町1丁目1番地1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m <sup>2</sup> 」というように記載してください。
エ 動 産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載してください。
オ 預 金 又 は 貯 金	預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載してください。
カ 金 銭 信 託	金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載してください。
キ 有 価 証 券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載してください。
ク 出 資 に よ る 権 利	出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載してください。
ケ 貸 付 金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載してください。

コ 敷 金	要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載してください。 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載してください。
サ 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載してください。
シ 借 入 金	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「X銀行（A支店）」「甲野二郎」というように記載してください。

- (2) (1) アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日(法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日(同項第2号の団体にあっては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日)をいう。以下同じ。)前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記してください。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- (3) (1) ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- (4) (1) アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記してください。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- (5) (1) ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。

※ 資金管理団体が不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権）を取得し、又は保有することは、平成19年8月6日から禁止されています（それ以前から引き続き保有している不動産は除きます。）。

## 様式（その19）について

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産(12ページに掲げるアからウまでの資産をいう。以下同じ。)の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉としてください。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載してください。

ア 土 地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にはその旨、事務所以外の用に供している場合にはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、「摘要」欄には、所在を「神戸市中央区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m<sup>2</sup>」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載してください。

イ 建 物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にはその旨、事務所以外の用に供している場合にはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、「摘要」欄には、所在を「神戸市中央区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ご

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

との使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m<sup>2</sup>」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載してください。

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にはその旨、事務所以外の用に供している場合にはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載してください。この場合において、「摘要」欄には、所在を「神戸市中央区○○町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m<sup>2</sup>」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載してください。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載してください。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載の必要はありません。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載の必要はありません。

## 様式（その20）について

- (1) この報告書を提出する際には、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会

議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。ただし、12月31日現在では国会議員関係政治団体ではないが、その年の途中に国会議員関係政治団体であった政治団体で、その年の収支報告書に記載すべき収入及び支出がなかった場合を除く。)にあっては**政治資金監査報告書及び領収書等の写し** (当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。)を添付してください。

領収書等の写しは、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間については、経常経費 (人件費を除く。) 及び政治活動費につき 1件 1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間において資金管理団体であった期間については、経常経費 (人件費を除く。) 及び政治活動費につき 1件 5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間において資金管理団体ではなかった期間については、政治活動費につき 1件 5万円以上の支出について添付が必要です。

- (2) 添付していただく領収書の写しは、複写機により複写したものに限ります。また、支出の項目ごとに、収支報告書の記載順に A4 サイズの用紙により提出してください (A4 サイズ以外の領収書も、A4 サイズの用紙に複写してください。また、収支報告書に直接貼り付けることや、複数の領収書の写しを A4 サイズの用紙に重ねてのり貼りすることのないようにしてください。)。
- (3) 領収書等の徵し難い事情があった場合は、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」に記載してください。
- (4) 金融機関への振込による支出に係るものについては、金融機関が作成した振込明細書の写し (当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。) 及び上記「領収書等を徵し難かった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」を提出してください。
- (5) 収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出してください。なお、政治資金監査報告書中の登録政治資金監査人欄は当監査人本人が自署する必要があります。

また、12月31日現在では国会議員関係政治団体ではないが、その年の途中に国会議員関係政治団体であった政治団体については、その年に収入又は支出を計上している場合は、政治資金監査報告書を提出してください (前年からの繰越額はその年の収入には含まれません。)。

## 領収書等を徵し難かった支出の明細書について

- (1) 「項目」欄には、様式 (その 13) の例により「組織活動費」のように分類して記載してください。
- (2) 「摘要」欄には、様式 (その 14) 又は様式 (その 15) の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「電話料金」のように具体的に記載してください。
- (3) 「領収書を徵し難かった事情」には、「口座振替のため」などと記載してください。
- (4) 「会計責任者の氏名」欄は、会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又

は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

- (5) 領収書等を紛失した場合は、紛失との理由では、本明細書に記載することはできません。再発行を依頼してください。
- (6) 振込明細書に支出の金額、年月日及び目的が記載されている場合は、振込明細書の写しを提出すれば、本明細書への記載は不要です。

### 振込明細書に係る支出目的書について

- (1) 「項目」欄には、様式（その13）の例により「組織活動費」のように分類して記載してください。
- (2) 「摘要」欄には、様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「電話料金」のように具体的に記載してください。
- (3) 支出の目的（項目・摘要）ごとに別葉としてください。
- (4) 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出してください。
- (5) 金融機関（コンビニエンスストア等は含まない。）が作成した振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）と併せて提出してください。
- (6) 金融機関が作成した振込明細書に支出の金額、年月日及び目的が記載されている場合は、振込明細書の写しを提出すれば、本明細書への記載は不要です。

### 政治資金規正法における寄附の制限

政治資金規正法では、政治団体及び公職の候補者に対する政治活動に関する寄附について、各種の制限が設けられています。

このうち、主な制限については、次のとおりです。

なお、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）がする寄附は、平成12年1月1日から政党、政治資金団体に対するもの以外は一切禁止されています。

#### 【寄附の量的制限等】

##### 1 個人がする寄附

政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（年間2,000万円以内）の範囲内で、政治活動に関する寄附をすることができます。

また、政党・政治資金団体以外の政治団体に対しては、総枠制限（年間1,000万円以内）の範

囲内で1団体に対し年間150万円以内（個別制限）において、政治活動に関する寄附をすることができます。

なお、遺贈の場合は、総枠制限及び個別制限は適用されません。

2 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）がする寄附

- ・ 政党・政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附は一切禁止されています。
- ・ 政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（資本金・構成員の数等に応じ年間750万円以内～1億円以内）の範囲内で、政治活動に関する寄附することができます。

3 政党その他の政治団体がする寄附

個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く。）間の寄附は、平成18年1月1日から年間合計5,000万円以内に制限されています。

寄附の量的制限の概要

受領者	寄附者	個 人	会社・労働組合・その他の団体		政 党		政治資金団体		その他の政治団体	
			同一の相手方にに対する個別制限	同一の相手方にに対する個別制限	総枠制限	同一の相手方にに対する個別制限	総枠制限	同一の相手方にに対する個別制限	総枠制限	同一の相手方にに対する個別制限
政党・政治資金団体	年間 2,000 万円	年間 1,000 万円 (※1)	資本金・組員数等に応じて年間 750 万円～1 億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	年間 1,000 万円 (※2)	年間 1,500 万円 (※2)	年間 1,500 万円 (※2)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
資金管理団体以外の政治団体	年間 1,500 万円 (※3)	年間 1,500 万円 (※3)	年間 1,500 万円 (※3)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
公職の候補者	その他は年間 150 万円	金銭等に限り禁止 (※3)	金銭等に限り禁止 (※3)	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。

※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。

※4 その他の団体については、「前年ににおける年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

(注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

## 【寄附の質的制限等】

企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が政党、政治資金団体に対して総枠制限の範囲内で、寄附する場合等であっても次のような質的制限があります。

### 1 据付金等を受けている会社その他の法人がする寄附

(1) 国から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、これらに該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者の資金管理団体に対してする寄附については適用されません。

(2) 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、これらに該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者の資金管理団体に対してする寄附については適用されません。

(3) 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他の性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者の資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。

(4) 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者の資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。

### 2 赤字会社がする寄附

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

### 3 外国人・外国法人等からの寄附

外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（日本法人であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものは除く。）から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

### 4 他人名義・匿名による寄附

本人名義以外の名義又は匿名（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものは除く。）で政治活動に関する寄附をすることはできません。

（注） 寄附の量的制限等でも述べたとおり、この質的制限に該当しない場合であっても、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附は一切禁止されています。

## 【公職の候補者に対する寄附】

- 1 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、公職の候補者に対して、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- 2 個人及び政党以外の政治団体は、公職の候補者に対して、選挙運動に関するものを除き、政治活動に関する金銭及び有価証券による寄附を行うことはできません。

## 【定義】

- 政 党…………… 所属国会議員 5 人以上又は国政選挙（前回の衆議院議員総選挙、前回・前々回の参議院議員通常選挙のいずれか）での全国を通じた得票率が 2 %以上の政治団体です。
- 政治資金団体…………… 政党的ために資金を援助することを目的とする団体（政党が 1 団体に限り指定）です。
- 国会議員関係政治団体…… 次の①～③に掲げる政治団体（政党及び政治資金団体を除く）をいいます。
  - ① 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（1 号団体）
  - ② 租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 4 号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体。（2 号団体）
  - ③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（3 号団体）
  - ④ 政党的支部で、衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（みなし 1 号団体）
- 資金管理団体…………… 政治家自らがその代表者であって、その政治家のために政治資金の拠出を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体（政治家が 1 団体に限り指定）です。
- 公職の候補者…………… 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び立候補予定者です。
- 政治活動に関する寄附…… 政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附です。